

## レアメタル等確保に係る出融資・債務保証制度の拡充について

鉱業融資部

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC 理事長:河野博文)は、この度、経済産業大臣の認可を受けて、レアメタル等鉱物資源確保のための海外探鉱資金出融資制度および海外開発資金債務保証制度の拡充を行うこととなりました。

レアメタル等鉱物資源は、中国やアフリカ諸国など一部の資源国に偏在していますが、需要増加による価格高騰とこれを背景とした輸出規制の動きの中、我が国への安定供給が危ぶまれる状況となっています。今回の制度拡充はこのような状況に対応するもので、海外で金属資源の探鉱開発を行う我が国民間企業へのサポート体制を強化するものです。

■ 今回の制度拡充の内容は、次のとおりです。

### 【海外探鉱資金出融資制度】

#### 1. 制度の概要

海外探鉱資金出融資制度は、海外で探鉱を行う本邦企業(融資の場合は本邦企業の海外子会社を含む。)の探鉱段階におけるリスクを軽減し、海外探鉱開発を促進するために、探鉱資金(権益取得費を含む。)に対して出資または低利融資により支援を行う制度です。

#### 2. 制度拡充の内容

##### (1) 出資制度

- ① 従来は我が国非鉄企業等が結集して行う大規模探鉱案件のみが出資対象でしたが、今後は資源国におけるカントリーリスクに対抗することを主目的に、各企業が単独で行う探鉱案件に対しても10%以下あるいは30%以下(レアメタル・ウランの場合に限る。)の出資を行うことが可能になります。
- ② 出資対象鉱種が以下のように拡充されます。

拡充後の出資対象鉱種	従来の出資対象鉱種
(レアメタル) ニッケル、マンガン、クローム、タンゲステン、モリブデン、ニオブ、タンタル、アンチモニー、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類、白金族 (レアメタル以外) 銅、鉛、亜鉛、ウラン、金、ボーキサイト、すず	(レアメタル) ニッケル  (レアメタル以外) 銅、鉛、亜鉛、ウラン

##### (2) 融資制度

従来の融資比率は、我が国企業等の負担する探鉱費(権益取得費も含む。)の原則50%以内でしたが、レアメタル・ウランの探鉱案件については80%以内に拡大されます。なお、融資の対象となる鉱種は、出資の場合と同様です。

## 【海外開発資金債務保証制度】

### 1. 制度の概要

海外開発資金債務保証制度は、海外で鉱山開発を行う本邦企業（本邦企業の海外子会社を含む。）が金融機関から開発資金の調達を行う際に、JOGMEC が債務保証により支援することにより資金調達の円滑化を図るための制度です。

### 2. 制度拡充の内容

従来の保証比率は、我が国企業等が負担する鉱山開発費（権益取得費も含む。）の金融機関別債務の80%以内でしたが、レアメタル・ウランの探鉱案件については90%以内に拡大されます。なお、債務保証の対象となる鉱種は、出融資の場合と同様です。

### ■ 問合せ先

鉱業融資部 升田 TEL:044-520-8685